

○阿波市長期継続契約に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、阿波市長期継続契約に関する条例（平成18年阿波市条例第7号。以下「条例」という。）第2条に掲げる契約（以下「長期継続契約」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(長期継続契約の考え方)

第2条 長期継続契約は、第9条に規定する解除条件付きの複数年契約であり、各年度の予算の範囲内で執行される翌年度以降の債権債務が確定していない契約である。

2 条例第2条に掲げる契約のうち、原則として年額相当の設計金額が2,000万円（消費税を含む）を超える契約については、債務負担行為又は継続費によるものとし、本要綱は、適用しないものとする。

3 長期継続契約案件の予算要求時は、長期継続契約である旨及び契約予定期間を歳出予算要求書内に明示するものとする。

(執行伺)

第3条 長期継続契約に係る執行伺は、当該契約の期間を記載した上で当該契約が地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約に係る伺いであることを明記するものとする。

2 設計金額は、年額相当の金額を記載し、契約期間全体の金額を摘要欄に記載するものとする。

3 長期継続契約の執行に当たっては、長期継続契約の乱用を避けるため、企画総務課長及び財政課長の合議を要することとする。

4 長期継続契約の執行の決定における決裁権者は、年額相当の金額で判断する。ただし、第5条ただし書の規定を適用する場合の当該決定における決裁権者は、市長とする。

(入札公告、指名通知等)

第4条 長期継続契約に係る入札を実施する場合は、入札公告、指名通知又は仕様書のいずれかに次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 長期継続契約である旨

(2) 契約予定期間

(3) 第9条に規定する条件付解除条項を定める契約である旨

2 履行期間の開始年度に係る予算の議決前に入札を執行する場合は、予算の議決を条件とし、契約が成立する旨を記載しなければならない。

(入札及び契約締結の時期の特例)

第5条 長期継続契約の入札執行は、最初の履行開始が年度当初となる場合は、年度予算案を議会へ上程後に入札手続を執行することができる。ただし、当該年度予算案の上程後では準備期間が確保できない等特別な事情がある場合は、市長及び企画総務部長と協議することとする。

(支出負担行為決議書)

第6条 長期継続契約に係る支出負担行為決議書の負担行為額及び決裁を受ける時期は、次のとおりとする。

(1) 負担行為額 当該契約の当該年度における契約金額

(2) 決裁を受ける時期 当該契約の始期又は契約期間中の毎年度当初
(契約書の作成)

第7条 阿波市財務規則(平成17年阿波市規則第37号)第119条各号のいずれかに該当する契約であっても、長期継続契約に係る契約については、契約書を作成するものとする。

(契約保証金)

第8条 契約保証金を算定する場合の基準額は、年額相当の契約金額とする。

(条件付解除条項)

第9条 長期継続契約の契約書には、次の項目を明記するものとする。

(予算の減額又は削除に伴う特約及び損害賠償)

第〇条 この契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、甲は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による解除により損失が生じたときは、甲にその損害を請求することができる。

附 則(平成25年8月29日告示第71号)

この告示は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日告示第24号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和7年9月22日告示第100号)

この告示は、令和7年10月1日から施行する。